

令和4年1月7日

北陸地方整備局

富山河川国道事務所長 田村 毅

フレームワークモデル工事（総合評価落札方式）の試行に係る  
発注予定情報の公表及び参加意思表示等の申請受付について

北陸地方整備局富山河川国道事務所におけるフレームワークモデル工事（総合評価落札方式）（以下、「FW工事」という。）の試行にて発注を予定している工事の概要を以下「1. 発注予定情報」のとおり公表します。

併せて、以下の「1. 発注予定情報」の工事（以下、「当該工事」という。）を指名競争入札方式により発注する手続きにおいて、当該工事の特定工事参加企業名簿（以下、「名簿」という。）を作成する際の基礎資料として、工事への参加意思表示申請書（以下、「申請書」という。）及び工事実績等資料（以下、「資料」という。）を受付しますので、当該工事へ参加を希望する者（以下、「参加希望者」という。）は、以下「5. 参加意思表示申請書及び工事実績等資料の作成、参加要件の確認等」のとおり申請書及び資料を作成のうえ提出してください。

なお、提出期限までに提出がない者は、当該工事の指名競争入札に参加することができません。また、申請書及び資料を提出した場合においても、以下の「2. 参加要件」を満たさない場合、該当工事の指名競争入札に参加できない場合があります。

※FW工事とは、北陸地方整備局（港湾空港関係を除く。）令和3・4年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者に指名競争入札による工事への参加希望者を募り、申請書及び資料を提出した者を対象に指名基準により選定を行ったうえで入札を行い、総合評価落札方式により価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する試行工事です。

1. 発注予定情報

- |             |                   |
|-------------|-------------------|
| (1) FW工事案件名 | 庄川上流ブロック（B・C等級工事） |
| (2) 箇所数     | 2～6箇所程度           |
| (3) 事業名     | 庄川                |
| (4) 入札予定    | 令和4年3月頃           |
| (5) 工事概要    | 低水護岸工             |

予定工期：契約締結の翌日から令和5年2月28日（火）まで

（余裕工期：契約締結の翌日から令和4年5月31日（火）まで）

（実工期：令和4年6月1日（水）（工事の始期）から

令和5年2月28日（火）まで）

(6) その他

本工事は、週休2日の取り組みを前提とした試行工事（発注者指定方式）とし、当初より4週8休以上（現場閉所率28.5%以上）の達成を前提として各経費の補正をおこない予定価格に反映させる予定である。

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（発注者指定方式）である。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場への資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする

なお、低入札価格調査等により、3.(4)の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

本工事は、入札希望者に「積算に反映させる見積り」（以下、「見積り」という。）の提出を求め、予定価格に反映させる「見積活用型積算方式」の試行工事である。

本工事は、施工箇所が点在する工事であり、『太田地区』（施工箇所 富山県砺波市太田地先）、『頼成地区（ブロック製作）』（施工箇所 富山県砺波市頼成地先）ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出している工事である。

本工事は、建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を認める工事である。

## 2. 参加要件

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和3・4年度一般競争参加資格者で一般土木工事B等級又はC等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

なお、本工事については、「合併により新たに設立された会社等の受注機会の確保について」（平成10年1月30日付け建設省厚契発第4号、建設省技調発第19号及び建設省営計発第10号）は、適用しない。

(3) B等級にあつては、建設業の許可を受けた者で、北陸地方整備局管内（港湾空港関係事務に関することを除く。）に「土木工事業」を有する本店・支店又は営業所のいずれかがあること。

C等級にあつては、建設業の許可を受けた者で、富山県西部地域（高岡・砺波土木センター管内）に「土木工事業」を有する本店・支店又は営業所のいずれかがあること。

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手

続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員が、上記(3)の要件を満たしていること。

(6) 平成18年度以降に元請けとして完成した工事で、下記1)の要件を満たす工事の施工実績を有すること。

なお、経常建設共同企業体にあつては構成員のうち1社がこの施工実績を有していればよい。

元請けとして完成した工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工実績に含むものとする。

ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。

1) 河川内の護岸工事で、石張り又はコンクリートブロック張りのいずれかを含む工事であること。（但し、砂防事業及び巨石張りは除く）

(7) 建設共同企業体の実績をもって単体として応募する場合は、出資比率が20%以上のものに限る。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

(8) 単体の実績をもって経常建設共同企業体で応募する場合は、出資比率が20%以上のものに限る。

(9) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。

また、本工事は、余裕期間を設定した工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要せず、工事の始期以降に配置できること。

① 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

・1級建設機械施工技士の資格を有する者。

・技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」、「農業－農業農村工学」、「森林－森林土木」又は「水産－水産土木」とするものに限る。）の資格を有する者。

・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。

② 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③ 配置予定の監理技術者等にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

④ 次に掲げる通達において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できない。また、当該要件に適合しない者を監理技術者等として設置していることが確認された場合は契約を解除する。

- 1) 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」
  - 2) 「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」
  - 3) 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」
  - 4) 「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」
- ⑤ 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の1）～8）の要件を全て満たさなければならない。
- 1) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
  - 2) 監理技術者補佐は、下記のいずれかの資格を有する者であること。
    - ・ 1級土木施工管理技士補又は1級建設機械施工技士補の資格を有する者
    - ・ 1級土木施工管理技士又は1級建設機械施工技士の資格を有する者
    - ・ 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」、「農業－農業農村工学」、「森林－森林土木」又は「水産－水産土木」とするものに限る。）」の資格を有する者。
    - ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。
  - 3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
  - 4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。  
（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を同一の工事とみなす。）
  - 5) 特例監理技術者が兼務できる工事の範囲は、高岡・砺波土木センター管内に加え、富山県富山市、石川県羽咋市・羽咋郡宝達志水町・七尾市・鹿島郡中能登町・河北郡津幡町・金沢市・白山市、岐阜県飛騨市・大野郡白川村の範囲内の工事でなければならない。
  - 6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
  - 7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
  - 8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- (10) 申請書及び資料の提出期限日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止の

措置を受けていないこと。

(11) 上記1. (1)に示したFW工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(12) 参加希望者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(イ)子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(ロ)親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(イ)一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であつて、1) から4) までに掲げる者に準ずる者

(ロ)一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ハ)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合。その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(13) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとし、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(14) 上記(11)の「1. (1)に示した「FW工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者であ

る。

・大日本コンサルタント株式会社

「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①から③のいずれかに該当する者である。

① 資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。

(イ) 子会社等と親会社等の関係にある場合

(ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (15) 過去に調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定が60点未満の工事成績評定通知書が通知された者は、その通知日から下記5.(1)①の申請書及び資料の提出期限日までの期間が1年を経過していること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものを対象とする。）。

### 3. 総合評価に関する事項

(1) 評価項目

- |           |                         |                |
|-----------|-------------------------|----------------|
| 1) 施工体制   | (a) 品質確保の実効性            | (b) 施工体制確保の確実性 |
| 2) 企業の技術力 | 企業の施工能力                 |                |
|           | (a) 地域精通度（地理的条件）        |                |
|           | (b) 地域貢献度（災害時等における活動実績） |                |

(2) 総合評価の方法

1) 標準点

当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できるとされた場合には、標準点100点を与える。

2) 施工体制評価点及び加算点

- ① 上記(1)の評価項目について、下記3)の表で定めるところにより施工体制評価点及び加算点を

与える。

なお、入札参加者の申込みに係る価格が下請負業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど、品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした各費用項目毎の金額に、直接工事費については90%、共通仮設費については80%、現場管理費については80%、一般管理費等については30%をそれぞれ乗じ、さらに100分の110を乗じて得た金額を合計した価格をいう。）に満たない場合は、審査を特に重点的に行う。

3) 評価基準と施工体制評価点及び加算点

(ア) 施工体制評価（施工体制評価点）

評価の視点	評価項目	評価内容	評価基準
施工体制 (施工体制評価点)	品質確保の実効性	品質確保に対する懸念について、ヒアリング、資料により、その実効性を評価する。	<p>工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合 ：15点</p> <p>工事の品質確保のための施工体制のほか、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合 ：5点</p> <p>その他 ：0点</p>
	施工体制確保の確実性	施工体制確保に対する懸念について、ヒアリング、資料により、その確実性を評価する。	<p>工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合 ：15点</p> <p>工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合 ：5点</p> <p>その他 ：0点</p>
施工体制の評価 (施工体制評価点)		30点満点	

(イ) 企業の技術力評価（加算点）

評価の視点	評価項目	評価内容	評価基準
-------	------	------	------

企業の施工能力	地域精通度 (地理的条件)	北陸地方整備局管内(港湾空港関係事務に関するものを除く。)における、建設業許可及び経営事項審査上の本店所在の有無	本店所在地が  北陸地方整備局管内(港湾空港関係事務に関するものを除く。)に有り  : 4点
	地域貢献度  (災害時等における活動実績)  ※地域貢献度【A】【B】に関し、複数の活動実績の申請があっても、【A】【B】それぞれにおいて1つのみ、最も配点の高い点を加算することとし、【A】【B】の合計最大6点の加点とする。	<p>[地域貢献度【A】]</p> <p>B等級にあつては、北陸地方整備局管内(港湾空港関係事務に関するものを除く。)、C等級にあつては、富山県西部地域(高岡・砺波土木センター管内)における、令和元年度以降の災害時等における緊急復旧工事の実績、除雪作業の活動実績又は災害対策用機械等の運営管理等の活動実績、災害時等における緊急対応を明記した協定、契約の直接締結の有無。</p> <p>JVの場合は、構成員のうち出資比率が20%以上の1社が実績又は協定、契約の直接締結を有していれば評価する。</p> <p>JVで実績又は協定、契約の直接締結を有している場合は、出資比率が20%以上の構成員の単体は、評価として認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>活動実績を証明するもの(契約書、作業日報等)の写しを添付すること。</li> <li>国土交通省と災害時等における緊急対応を明記した協定、契約を直接、締結していれば、その協定書あるいは契約図書の写しを添付すること。</li> </ul> <p>※除雪作業の実績は、道路除雪のみを認める。道路除雪とは、一般交通の用に供される道路(一般国道、県道、市町村道及び高速自動車国道)の除雪及び排雪作業(交通規制等に伴う交通誘導のみは評価対象外)とする。</p> <p>※国(国土交通省以外)、県、市町村及び高速道路(株)と除雪に関して協定、契約を締結したものの、少雪のため、出勤実績がないものについては、「国土交通省と協定、契約の直接締結あり」として扱うことから、その協定書あるいは契約図書の写しを添付すること。</p>	<p>B等級にあつては、北陸地方整備局管内(港湾空港関係事務に関するものを除く。)、C等級にあつては、富山県西部地域(高岡・砺波土木センター管内)において、</p> <p>国土交通省所掌の災害時等における緊急復旧工事又は除雪作業の活動実績有り : 6点</p> <p>国(国土交通省以外)、県、市町村及び高速道路(株)所掌の災害時等における緊急復旧工事又は除雪作業の活動実績有り : 4点</p> <p>国、県、市町村及び高速道路(株)所掌の災害時等の現場作業を伴う緊急調査業務(緊急パトロール、緊急点検を含む)の活動実績有り : 4点</p> <p>北陸地方整備局との契約又は協定に基づき災害時等の災害対策用機械又は電気通信機器の運営管理、資機材運搬の活動実績有り : 4点</p> <p>国土交通省と協定、契約の直接締結あり : 2点</p> <p>その他 : 0点</p>
	[地域貢献度【B】]	<p>B等級にあつては、北陸地方整備局管外(港湾空港関係事務に関するものを含む。)、C等級にあつては、富山県西部地域(高岡・砺波土木センター管内)外において、</p>	



		<p>土木センター管内)外(国土交通省北陸地方整備局の管外を含む)における、令和元年度以降の災害時等における緊急復旧工事の実績、除雪作業の活動実績又は災害対策用機械等の運営管理等の活動実績。</p> <p>JV の場合は、構成員のうち出資比率が 20%以上の1社が実績を有していれば評価する。</p> <p>JV で実績を有している場合は、出資比率が 20%以上の構成員の単体は、評価として認める。</p> <p>・「北陸地方整備局との契約書又は協定書」及び活動実績を証明するもの(作業日報等)の写しを添付すること。</p> <p>※除雪作業の実績は、道路除雪のみを認める。道路除雪とは、一般交通の用に供される道路(一般国道、県道、市町村道及び高速自動車国道)の除雪及び排雪作業(交通規制等に伴う交通誘導のみは評価対象外)とする。</p>	<p>北陸地方整備局との契約又は協定に基づき災害時等における緊急復旧工事又は除雪作業の活動実績有り : 2点</p> <p>北陸地方整備局との契約又は協定に基づき災害時等の現場作業を伴う災害対策用機械又は電気通信機器の運営管理、資機材運搬の活動実績有り : 2点</p>
<p>企業の技術力評価 (加算点)</p>	<p>10点満点</p>		

4) 評価値

価格及び上記 3)の表による評価に係わる総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記 1)、2)及び 3)により得られる標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た値(以下、「評価値」という。)をもって行う。また、加算点の合計が0点を下回った場合は、加算点を0点として評価値を算出する。

【参 考】 標準点+施工体制評価点+加算点=100点+施工体制評価点+加算点  
 評価値=(標準点+施工体制評価点+加算点)÷入札価格  
 基準評価値=100点÷予定価格

(3) ヒアリングの実施(施工体制の審査)

どのような施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをしたすべての入札参加者に対して、開札後速やかに、ヒアリングを実施する。

- ① 日 時： 卷末資料1「本手続きに係る予定期間等」(1)のとおり。
- ② 場 所： 〒930-8537 富山県富山市奥田新町2番1号  
北陸地方整備局 富山河川国道事務所  
電話 076-443-4704(経理課直通)

(4) 落札者の決定方法

- 1) 入札参加者は、次の(ア)、(イ)の要件に該当する者のうち、上記(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者によ

り当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とするところがある。

(ア) 入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

- 2) 上記1)において、評価値が最も高い者が2人以上いるときは、電子入札システム内の電子くじにおいて落札者を決定する。

#### 4. 担当部局

〒930-8537 富山県富山市奥田新町2番1号  
北陸地方整備局 富山河川国道事務所 経理課  
電話 076-443-4704（経理課直通） 内線 224  
電子メール toyama-koujikeiyaku@hrr.mlit.go.jp

#### 5. 参加意思表示申請書及び工事実績等資料の作成、参加要件の確認等

- (1) 参加希望者は、2. に掲げる参加要件を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、富山河川国道事務所長から参加要件を満たしていることの確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに参加要件の資格がないと認められた者は、当該工事の入札に参加することができない。

- ① 提出期間： 郵送、託送又は電子メールの提出は、巻末資料1「本手続きに係る予定期間等」（2）のとおり

- ② 提出場所： 上記4. に同じ。

- ③ 提出方法： 申請書及び資料の提出は、郵送（書留郵便等）、託送（書留郵便と同等のもの）又は電子メールにて受付期間内必着で1部提出すること。

提出にあたり、申請書の押印を省略することができるが、その際、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を必ず記載すること。「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先のないものは無効とすることがある。

電子メールにより申請書及び資料を提出する場合は、電子データが原本となるので、押印は不要とし、必ず「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。添付するファイル容量は10MB以下とし、電子メール送信後、必ず着信確認を行うこと。

郵送又は託送により提出する場合は、返信用封筒（申請書の住所、氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた料金（404円）の切手を貼った長3号封筒）を同封すること。

- (2) 申請書及び資料は、別記様式1及び別記様式2により作成すること。
- (3) 資料は、次に従い必要なものを作成すること。

なお、下記①の同種の工事の施工実績については、平成18年度以降で申請書及び資料の提出期限の日までに、工事が完成し、引渡しが進んでいるものだけに限り記載すること。

① 施工実績

2.(6)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別記様式2に記載すること。なお、同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。

② 契約書の写し

①の同種の工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し、同種工事の要件を満たす工事であることが確認できる資料及び数量総括表・図面等を提出すること。ただし、当該工事が、CORINSに登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

③ 入札参加についての確認書

FW工事内の当該工事を指名競争入札方式で発注する手続きにおいて、入札参加方式に関する確認事項を別記様式3に記載し提出すること。なお、電子入札システムによりがたいものは、「紙入札参加承諾願」(別記様式4)を提出すること。

(4) 参加要件の取扱い

申請書及び資料の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は書面で通知する。通知期限は巻末資料1「本手続きに係る予定期間等」(3)のとおり。

(5) その他

- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 富山河川国道事務所長は、提出された申請書及び資料を参加要件の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先  
上記4.に同じ。

6. 参加要件の資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 参加要件の資格がないと認められた者は、富山河川国道事務所長に対して参加要件の資格がないと認められた理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
  - ① 提出期限： 巻末資料1「本手続きに係る予定期間等」(4)のとおり
  - ② 提出場所： 上記4.に同じ。
  - ③ 提出方法： 書面は持参することにより提出すること。郵送又は託送又は電送によるものは受け付けない。
- (2) 富山河川国道事務所長は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対し書面により回答する。説明期限は、巻末資料1「本手続きに係る予定期間等」(5)のとおり。

## 7. 申請書及び資料に対する質問

- (1) 資料に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。
  - ① 提出期間： 卷末資料1「本手続きに係る予定期間等」（6）のとおり
  - ② 提出場所： 上記4. に同じ
  - ③ 提出方法： 書面を持参、郵送（書留郵便に限る）、託送（書留郵便と同等のものに限る。）又は電子メールにより提出すること。電子メールによる場合は、必ず着信確認を行うこと。電送によるものは受け付けない。
- (2) 上記(1)の質問に対する回答書は、電子メールにより交付するとともに、書面により下記②において閲覧に供する。
  - ① 期 間： 卷末資料1「本手続きに係る予定期間等」（7）のとおり
  - ② 場 所： 〒930-8537 富山県富山市奥田新町2番1号  
北陸地方整備局 富山河川国道事務所 経理課

## 8. その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加意思表明者は、別冊北陸地方整備局競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、北陸地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 本文書を入手した者は、これを当該工事の入札手續き以外の目的で使用してはならない。

以上

# 参加意思表明申請書

年 月 日

北陸地方整備局  
富山河川国道事務所長 田村 毅 殿

郵便番号 〒○○○-○○○○  
 住所 ○○○○○○  
 商号又は名称 ○○○○○○  
 代表者氏名 ○○ ○○ 印  
 担当者氏名 ○○ ○○  
 電話番号 ○○○-○○○-○○○○  
 Eメールアドレス ○○○@○○.○○.○○

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：  
 連絡先：  
 担当者（会社名・部署名・氏名）：  
 連絡先：

注）押印を省略することもできるが、必ず以下の記載を行うこと。また、電子メールにより提出する場合は、電子データが原本となるので、押印は不要とし、必ず以下の記載を行うこと。

令和4年1月7日付けで公表のありました庄川上流ブロック（B・C等級工事）に参加する要件について確認されたく、書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当する者でないこと並びに添付書類については事実と相違ないことを誓約します。

### 記

- 公表資料5.(3)①に定める施工実績を記載した書面（別記様式2）
- 公表資料5.(3)②に定める契約書の写し。ただし、（一財）日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム(CORINS)」に登録されている場合は不要。  
（※提出しない場合は本項目を削除すること）
- 入札参加についての確認書（別記様式3）
- 紙入札方式参加承諾願（別記様式4）  
（※提出しない場合は本項目を削除すること）

（※の様式は必要に応じて添付し、提出しない様式は削除）

注）なお、郵送又は託送により提出する場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（404円）の切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

(別記様式2) 庄川上流ブロック (B・C等級工事) 参加要件確認資料 (用紙A4)

## 同種の工事の施工実績等

会社名 \_\_\_\_\_

競争参加資格	平成18年度以降に、元請けとして完成した工事で、下記1)の要件を満たす工事の施工実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。なお、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が下記施工実績を有すること。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局(港湾空港関係事務に関するものを除く。)所掌の工事(旧地方建設局所掌の工事を含む。)に係るものにあつては、工事成績評定点が65点以上であること。 1) 河川内の護岸工事で、石張り又はコンクリートブロック張りのいずれかを含む工事であること。(但し、砂防事業及び巨石張りは除く)		
工事名称等	工事名称	○○○○○○○工事	
	発注機関名	○○○○○○○	
	施工場所	(都道府縣市町村名) ○○県○○市○○地先	
	契約金額	○, ○○○, ○○○千円	
	工期	平成(令和)○○年○○月○○日～平成(令和)○○年○○月○○日	
	受注形態	単体/共同企業体(出資比率○○%)	
工事概要	構造形式	道路路線名等 ○○工事 ○○m×○○m ○○工法	
	規模・寸法	○○断面積(○○.○㎡) ○○延長(○○○m)	
	工事成績評定点	○○点	
CORINS登録の有無		有 (建設業許可番号+CORINS登録番号) 000000000-0000-00000 ・ 無	

災害時等における協定及び活動実績等(過去2ヶ年度)	地域貢献度A	[○○災害復旧工事]、[○○除雪作業] [○○災害対策用機械運営管理作業] (○○に関する協定書)	協定の有無	有・無
	地域貢献度B	[○○災害復旧工事]、[○○除雪作業] [○○災害対策用機械運営管理作業] (○○に関する協定書)	/	

- 注) 1. 必ず同種の工事が確認できる内容を記載すること。  
 2. CORINS登録の有無について、いずれかに○を付すこと。CORINSの登録番号を有する場合は、その番号を記載すること。CORINS登録無に○を付した場合は契約書の写し、同種の工事の要件を満たす工事であることが確認できる資料及び工事数量総括表・図面等を添付すること。  
 3. 当該実績が地方整備局(港湾空港関係事務に関するものを除く。)所掌の工事(旧地方建設局所掌の工事を含む。)に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。  
 4. 当該実績が地方整備局(港湾空港関係事務に関するものを除く。)所掌の工事(旧地方建設局所掌の工事を含む。)の場合は、工事成績評定点の欄に点数を記載し、工事成績評定通知書の写しを添付すること。  
 5. 令和元年度以降の災害時等における活動実績は、B等級にあつては北陸地方整備局管内(港湾空港関係事務に関するものを除く。)、またC等級にあつては、富山県西部地域(高岡・砺波土木センター管内)において実績の有無を問わず、協定(国土交通省)を締結していればその協定書の写しを添付すること。活動実績がある場合は、その活動実績を証明するもの(契約書、作業日報等)の写しを添付すること。活動実績には除雪作業及び災害対策活用機械の運営管理、資機材運搬を含む。なお、活動実績の記載にあつては、地域貢献度AもしくはBの該当する方に記載すること。  
 国(国土交通省以外)、県、市町村及び高速道路(株)と除雪に関して協定、契約を締結したものの、少雪のため出勤実績がないものについては、その協定書等の写しを添付すること。  
 6. 高速道路(株)の除雪作業の活動実績は、高速道路(株)の子会社からの契約によるものであつても、除雪区間延長が10km以上で、かつ夜間常駐体制を組んで活動している除雪作業実績があれば評価の対象とする。なお、これらの要件を満たしていることを証明するもの(契約書等)の写しを添付すること。

(別記様式3)

## 入札参加についての確認書

件名：庄川上流ブロック（B・C等級）

### 電子入札方式

本入札手続きについては

により参加します。

### 紙入札方式

令和 年 月 日

会社名等  
部署名  
確認者

印

**電子入札方式により参加する方**は、電子入札システムの利用者登録時に表示される「企業ID」（16桁）を記入してください。

10 16

9	0	0	0		0	0	0	0	0	0						
---	---	---	---	--	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--

**紙入札方式での参加を希望する方**は、電子入札システムに登録する必要があるため、次の内容をご記入ください。また、「紙入札方式参加承諾願」を提出（郵送可）してください。

企業名称	
代表者名	

※上記以外の下記項目については、地方整備局が必要とする情報があれば追加する。

郵便番号	
住所	
代表電話番号	
代表FAX	
代表メールアドレス	
担当部署名	
担当者名	
担当者電話番号	
担当メールアドレス	

(別記様式4)

## 紙入札方式参加承諾願

- 発注件名
- 電子入札システムでの参加ができない理由

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

(※上記案件で使用する電子くじ番号 \*\*\*)

令和 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
氏 名

印

分任支出負担行為担当官

北陸地方整備局富山河川国道事務所長 田村 毅 殿

---

上記について承諾します。

令和 年 月 日

殿

分任支出負担行為担当官

北陸地方整備局富山河川国道事務所長 田村 毅



巻末資料1 本手続きに係る予定期間等

No.	項 目	期 間 等
(1)	3. (3)① ヒアリング(施工体制の審査)実施	令和4年3月2日(水)から 令和4年3月16日(水)まで
(2)	5. (1)① 申請書及び資料提出	令和4年1月7日(金)から 令和4年1月18日(火)の9時00分から17時00分まで 及び 令和4年1月19日(水)の9時00分から12時00分まで
(3)	5. (4) 参加意思に係る確認結果の通知	令和4年2月3日(木)まで
(4)	6. (1)① 参加資格に関する理由説明請求提出	令和4年2月10日(木) 17時00分まで
(5)	6. (2) 参加資格に関する理由説明	令和4年2月18日(金)まで
(6)	7. (1)① 申請書及び資料に対する質問提出	令和4年1月11日(火)から 令和4年1月12日(水)の9時00分から17時00分まで
(7)	7. (2)① 申請書及び資料に対する質問の回答書交付	令和4年1月14日(金)から 令和4年1月19日(水)の毎日、9時00分から17時00分まで

注意: 上記期間についてはすべて土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月3日を除きます。